
JISマーク表示制度に係る日本工業規格(JIS)の改正について(周知)

平成21年10月26日

本件の概要

日本工業規格(JIS)を改正した場合、改正日と同時に、当該JIS(改正後)の内容が有効となります。登録認証機関は、法令上、JISの改正により製品等がJIS不適合となるおそれのあるとき又は認証製造業者等の品質管理体制を変更する必要があるときは、当該JISの改正後1年以内に審査を行うこととされていますが、認証製造業者等に対する審査はJISの改正日から実施されることもあり得ますのでご注意ください。

なお、経済産業省では、JISの改正にあたり、当該JISに係る認証製造事業者等の実情を踏まえ、必要に応じて周知期間や経過的な措置を設けることとします。

本件の問い合わせ先

産業技術環境局認証課JISマーク認証業務室

担当者: 坂本、津金

電話: 03-3501-1511(内線 3441~4)

03-3501-9473(直通)

産業技術環境局基準認証政策課審査班

担当者: 佐野、平塚

電話: 03-3501-9245(直通)

[▲このページの先頭へ](#)

[ホームへ戻る](#) | [前のページへ戻る](#)

Copyright (c) 2005 Japanese Industrial Standards Committee. All Rights Reserved.